

こども誰でも通園制度の運営基準を制定

Q 条例制定の概要は。

A 「こども誰でも通園制度」を実施するため、事業者が給付費を受ける際に必要となる基準を定める条例である。利用定員や事業運営、会計処理などのルールを定め、町が事業者を確認する際の基準とする。



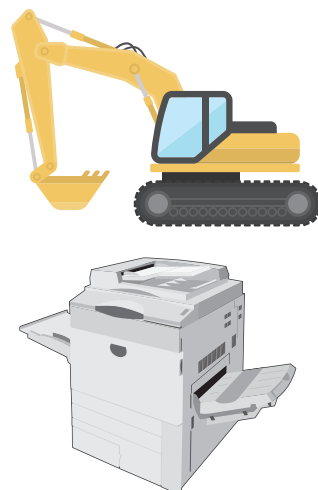
税条例の一部改正

Q 家屋・償却資産の免税点引き上げの背景と町税への影響額は。

A 背景は継続的な物価上昇への対応である。税への影響は、令和8年度ベースで試算すると、償却資産は約60万円の減収、家屋は約20万円の減収見込みである。

Q 特定暗号資産についての改正内容は。

A 課税方法が総合課税から分離課税に見直しされる。変更点は、税率の変更、損失の繰越控除が可能となる。



令和8年度一般会計補正予算（第2号）

道徳教育の推進

25万円

・県からの委託事業として豊山小学校で実施

Q 教育長の掲げる道徳教育の推進や思いやりを育む取り組みの中での位置づけは。また、どのような成果を期待し、今後の学校教育に活かしていくのか。

A 道徳教育は、思いやりの心や生命尊重、規範意識など道徳性を育成する教育である。相手の立場を理解し、尊重しながら行動することにつながる。児童生徒にとって安心・安全な教育環境の充実を目指す。今後は、町内の教職員が授業を参観したり、教務主任会などで成果物を共有し、道徳教育の推進につなげていく。

